

7 高齢者の権利擁護

成年後見制度

問い合わせ：地域包括ケア推進課

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な方を法的に保護し、支援するための制度です。判断能力が不十分になると財産の管理や取引、各種手続などの法律行為を自分で行うことが困難となったり、一方的に不利な契約を結ばれてしまうなど、悪質商法の被害にあうおそれもあります。後見人・補佐人・補助人は本人の意思を尊重した財産管理を行なうとともに、本人の希望に沿った生活が送れるよう、必要な介護サービスに関する契約など、生活面での支援も行います。

成年後見制度

任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに

あらかじめご本人自ら選んだ人（任意後見人）に、判断能力が不十分になったときに、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。



公証役場で公正証書による任意後見契約を結びます

法定後見制度

ご本人の判断能力が不十分になった後

家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。ご本人の判断能力に応じて下記の3つの制度が用意されています。

補助	保佐	後見
判断能力が不十分な方	判断力が著しく不十分な方	判断能力がかけられているのが通常の状態

申立人（本人・親族等）が家庭裁判所に申立てをします

相談窓口

成年後見制度の利用等については、次の窓口で相談できます。

◇成年後見制度全般に関すること

長野市成年後見支援センター ☎ 026-225-0153

（長野市ふれあい福祉センター2階 長野市社会福祉協議会内）

◇お近くの相談窓口

○地域包括支援センター（詳細は5・6ページでご確認ください。）

◇成年後見制度の申立てに関すること

長野家庭裁判所（長野市旭町）

電話 026-403-2038

◇最寄りの公証役場

長野公証役場（長野市妻科）

電話 026-234-8585



◇「おひとりさま」あんしんサポート相談室 ☎ 026-219-5115

(長野市ふれあい福祉センター 2階 長野市社会福祉協議会内)

「おひとりさま」あんしんサポート相談室は、支援してくれる親族のいない方の将来の不安や心配（入院や施設入所に関する相談、任意後見制度の利用、亡くなった後の家財処分等）について、元気なうちから備えるため、一緒に考えていく相談窓口です。

自分の今後に備え、 あらかじめ制度のことを知っておきたい。

今は元気で一人暮らしができていますが、独り身で親族がいない。
将来、介護施設に入る際や自身で財産の管理ができなくなったときに備えるため、何らかの制度が使えるのか知りたい。



一人暮らしで急な入院が必要になったとき、頼める人もいないし、手続き等が不安…。

自分が亡くなった後のことを 今から考えておきたい。

自分が亡くなった後、
様々な届出や手続きがあるが、
誰にやってもらえばいいのか。
考えると心配…。

相続や遺言、不動産、家財処分等、自分が亡くなった後のことを相談したり、頼める人がいない…。



福祉サービス利用援助事業

成年後見制度のほかに、日常生活において財産管理や保全が困難な人を対象に、自立した地域生活を支援するための福祉サービス利用援助事業があります。

■日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない人等が対象となります。(本人の意思が確認でき、契約行為を理解できること。)

◇援助内容

- ・福祉サービス契約手続きの代行
- ・日常的金銭管理(預貯金の払い戻し、公共料金の支払い等)
- ・書類等預かりサービス(通帳、印鑑、証書等の保管)

◇利用料金

サービスの利用には、次のような料金がかかります。

利用時間 1,000円/1時間 交通費 20円/1km 預かり料 300円/1ヶ月

◇申し込み窓口

長野市社会福祉協議会地域福祉課 ○本部 電話 026-225-0155 ○みなみ出張所 電話 026-214-9061

■暮らしのあんしんサービス事業

意思能力があり金銭管理や財産管理が困難な高齢者や外出が困難な人が対象となります。

◇援助内容

- ・日常的金銭管理(預貯金の払い戻し、公共料金の支払い等)
- ・財産保全(通帳、印鑑、証書等の保管)

7 高齢者の権利擁護

高齢者虐待の防止および対応

高齢者虐待は、介護者の介護負担や介護ストレス、介護の協力者や相談相手がいないという孤立感、また生計の不安など様々な要因が重なり合って起こります。

そして、高齢者虐待の半数以上が虐待の自覚がないといわれており、気がつかないうちに不適切な対応につながっている場合も考えられます。

こんなことが虐待になります

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律では、高齢者虐待として次の5つを定義づけています。これらの虐待が一人の高齢者に重複して行われているケースも多くあります。

■身体的虐待

- ・叩く、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる、物を投げること
- ・ベッドに縛りつけるような身体拘束や意図的に薬を過剰に与え、動きを抑制すること
- ・医学的判断に基づかないリハビリの強要など

■介護・世話の放棄・放任

- ・空腹、脱水、栄養失調の状態のまま放置すること
- ・皮膚や衣服、寝具が汚れたまま放置する、冷暖房を使わせないなど劣悪な生活状態や住環境の中に放置すること など

■心理的虐待

- ・排泄などの失敗を他人に話すなど、高齢者に恥をかかせること
- ・子ども扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、意図的に無視すること
- ・物を壊したりして威圧すること など

■性的虐待

- ・懲罰的に下半身を裸にして放置する、人前で排泄行為をさせること
- ・キス、性行為を強要すること など

■経済的虐待

- ・本人のお金にも関わらず生活に必要な額を渡さない、使わせない、介護サービスなどの利用を制限すること
- ・本人の年金、預貯金、不動産など、高齢者本人の意思・利益に反して使用すること など

相談・通報窓口

◇長野市の相談窓口

- 地域包括ケア推進課（市役所第二庁舎1階） 電話 026-224-8929
- 福祉政策課篠ノ井分室（篠ノ井支所内） 電話 026-292-2593
- 中部地域包括支援センター（市役所第二庁舎1階） 電話 026-224-7174
- 中部地域包括支援センター篠ノ井支所駐在（篠ノ井支所内） 電話 026-292-3358
- お住いの地区の地域包括支援センター（5・6ページでご確認ください。）



高齢者への虐待に気づいたら

高齢者虐待の解決にあたっては、早期発見、早期対応が極めて重要になってきます。社会全体で高齢者を見守るとともに、「高齢者虐待かな?」と気づいたり、心配な時は、迷わず連絡をしてください。

虐待の「小さな芽」を早期に発見することで、事態の深刻化を防げるだけでなく、虐待を受けている高齢者や虐待をしている養護者（介護者）を救うことにもなります。

また、高齢者の介護方法などの相談や悩みについて一人で抱え込まないで、どのような些細なこともお気軽にご相談ください。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律では、虐待に気づいた人は市に通報する義務があること、通報を受けた機関は高齢者の安全確認の措置を講ずることなどが定められています。また、守秘義務により誰が連絡・通報したのかなど、通報者の情報が周囲に漏れることはありません。

高齢者本人・養護者（介護者）・発見者（親族、近隣住民、福祉・医療関係者等）

相談・通報・届出

【相談・通報・届出窓口】 ○長野市（地域包括ケア推進課・福祉政策課篠ノ井分室）
○中部地域包括支援センター・中部地域包括支援センター篠ノ井支所駐在
○お住いの地区の地域包括支援センター

【事実確認】 ○訪問調査等により高齢者の安全確認など
○養護者（介護者）の状況確認（介護負担の状況など）

高齢者への支援

- ・介護保険サービスの利用
- ・施設入所やショートステイでの保護
- ・成年後見制度の利用 など

養護者（介護者）への支援

- ・保健・福祉・医療関係者による相談支援
- ・在宅サービスの提供など介護保険サービスの利用 など

7 高齢者の権利擁護

消費者被害の防止

高齢者をねらった訪問販売や電話勧誘など、悪質商法による消費者被害や架空請求詐欺などの特殊詐欺は、被害にあう前に未然に防止することが大切です。

高齢者の場合には、だまされたことに気づかなかつたり、家族に迷惑をかけたくないという思いから、家族などに相談しない特徴があります。市では、高齢者や家族等への注意喚起、早期発見や被害の拡大防止につなげるため、日常的な地域活動の中で、高齢者と接する機会が多い民生委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、訪問介護員（ホームヘルパー）等に消費者被害に関する情報を提供しています。

消費者被害の疑いがある、ご自身が被害にあった、または被害にあっている方を把握した場合は、次頁の相談・通報窓口にご連絡ください。

高齢者を狙う悪質商法や特殊詐欺の一例 ～消費者トラブルは身近で巧妙です～

■悪質商法の例～掲載した以外にも様々な悪質商法の手口があります～

- 【訪問販売】：自宅を訪問し、商品やサービスを勧誘・販売する方法。強引な勧誘、長時間の勧誘で根負けしてしまったり、契約を急がせ不要なものを買わされてしまいます。
- 【訪問購入】：「不要な衣類を買取りたい」と電話があり訪問されたが、実際は「不要な貴金属はないか」と家の中を物色し、安値で買い取る手口です。いったん引き渡すと取り戻すことができない場合があります。
- 【電話勧誘販売】：電話で言葉巧みに商品やサービスを勧誘・販売する方法。突然の電話に返事をしてしまったり、強引に勧誘されたり、断っても何回もかけてきて契約してしまうケースがあります。
- 【催眠商法】：締め切った会場に人を集め、言葉巧みに雰囲気盛り上げ冷静な判断ができないようにさせ、最終的に高額な商品を売りつける商法です。
- 【買え買え詐欺】：未公開株や社債などを購入すると必ずもうかると勧誘されたり、あなただけに介護施設などの入居権利があると偽り、人助けと思って名義を貸して欲しいと持ちかけます。後日、名義貸しは違法で穏便に解決するためと言って高額なお金を請求する手口です。



■特殊詐欺の例 ～次々に新しい手口が生まれています～

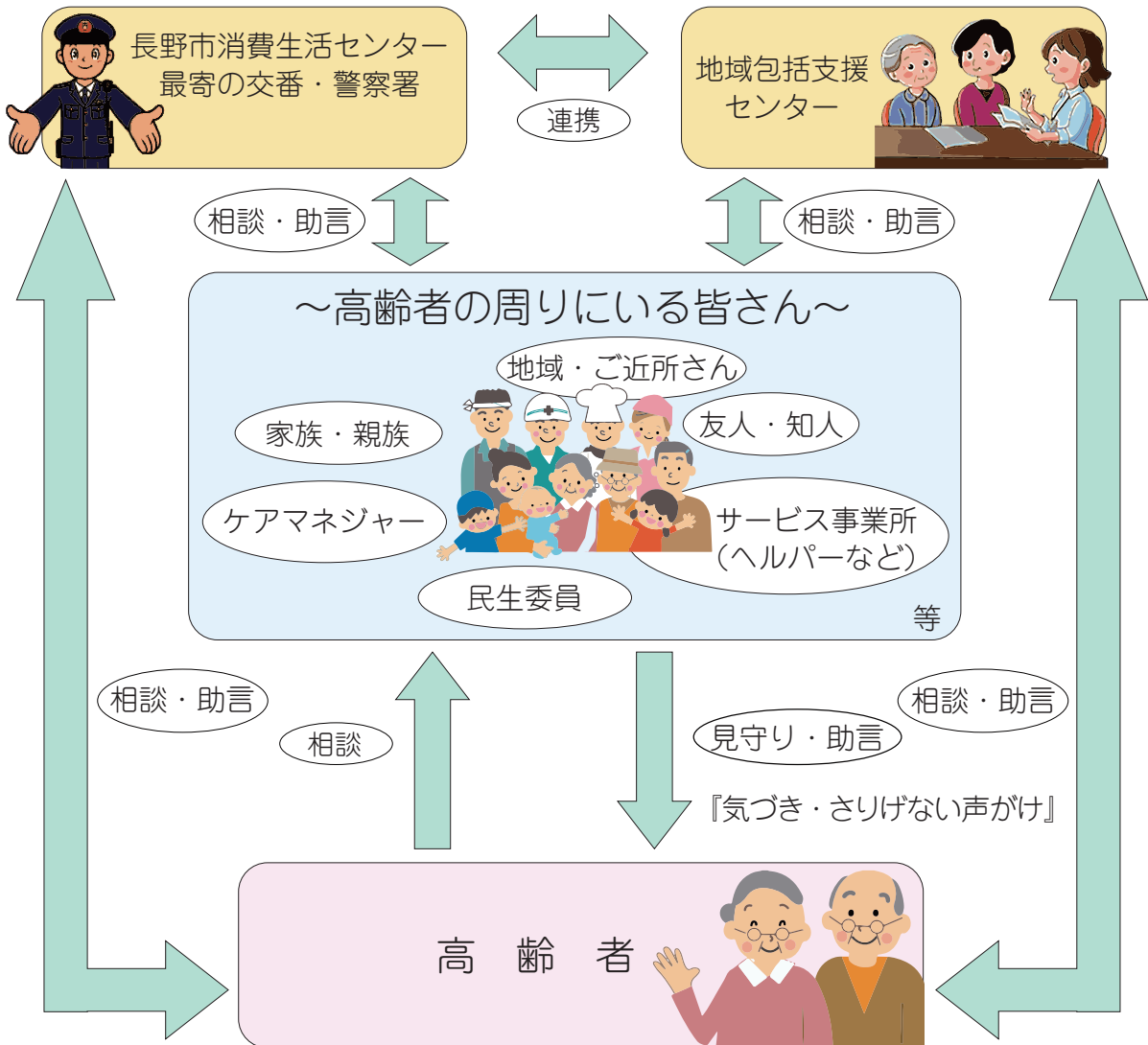
- 【キャッシュカード詐欺盗】：警察官や銀行職員を語り、「キャッシュカードが不正利用されている」などと電話をし、キャッシュカードを準備させた上で、隙を見てすり替える手口です。
- 【預貯金詐欺】：オレオレ詐欺と同様に、親族、警察官、銀行職員等になりすまし、「あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続きが必要である」などの名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取ります。
- 【架空請求詐欺】：突然、身に覚えのない請求が郵便やメール等で届き、裁判を起こすなどと脅され、怖くなり振り込んだり電話すると、更に架空の料金を請求されます。支払いは、コンビニのサーバ型プリペイドカードを購入させ、相手にカード番号を知らせることで換金され、だまし取られる手口が多く発生しています。



消費者被害に気づいたら

一人で悩まず、抱えこまず、一番相談しやすい人に相談をして、適切な相談先につなげてもらうことが大切です。不本意な契約もあきらめず早く相談しましょう。

～おかしい？買わされた！騙された？などと思ったら、まずは相談を～



○高齢者の周りにいる人へ

高齢者を消費者トラブルから守るためには、周囲の方々の「気づき」が大切です。地域で高齢者を見守りましょう。

相談・通報窓口

- 長野市消費生活センター（長野市もんぜんぷら座 4階） 電話 026-224-5777
- 地域包括支援センター
（お近くの地域包括支援センターについては5・6ページでご確認ください。）
- 最寄の交番、警察署